



目次

告示	ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (5件) ( )	1
公 告	
○宅地建物取引業法による処分 (住 宅 課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出 (2件)	3
○政治団体の届出事項の異動の届出	3

告 示

高知県告示第649号の2

くろまぐろ(30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の定置漁業による採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和6年10月1日から同年12月31日まで)の数量を超過しているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和6年10月30日から同年12月31日までの間、くろまぐろの定置漁業による採捕の停止を命ずる。

令和6年10月29日(掲示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第666号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和6年11月8日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

(2) 届出者の住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス南国篠原店

南国市篠原字北大窪1789番地1ほか

(4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(6) 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年5月28日

(7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,143平方メートル

(8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

43台

イ 駐輪場の収容台数

20台

ウ 荷さばき施設の面積

55平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

(9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和6年9月27日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第667号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月8日

高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示

令和6年5月高知県告示第383号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

macいの店

吾川郡いの町波川字ヲヤバタケ1944番地1ほか

3 意見の概要

意見なし

高知県告示第668号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月8日

高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示

令和6年5月高知県告示第396号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス神田店

高知市神田1311番1ほか

3 意見の概要

意見なし

高知県告示第669号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月8日

高知県知事 濱田 省司

<p>1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示 令和6年5月高知県告示第397号</p> <p>2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス青柳店 高知市青柳町字東諭56番6ほか</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p><b>高知県告示第670号</b> 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。 令和6年11月8日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示 令和6年5月高知県告示第398号</p> <p>2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 高知パワーセンター 高知市介良字長丁317番1ほか</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p><b>高知県告示第671号</b> 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。 令和6年11月8日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示 令和6年6月高知県告示第402号</p> <p>2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス吉田店・セブニーイレブン高知吉田町店 高知市吉田町305番ほか</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p style="text-align: center;">----- 公 告 -----</p> <p>宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第66条第1項第3号の規定による処分をしたので、法第70条第1項の規定により次のとおり公告する。</p>	<p>令和6年11月8日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 処分をした年月日 令和6年11月8日</p> <p>2 処分を受けた宅地建物取引業者 (1) 商号又は名称 株式会社土居工務店 (2) 代表者の氏名 土居 敏夫 (3) 主たる事務所の所在地 高知市高須本町8番3号 (4) 免許証番号 高知県知事（4）第2581号 (5) 免許年月日 令和元年11月10日</p> <p>3 処分の内容 法第66条第1項第3号の規定による宅地建物取引業の免許の取消し</p> <p>4 処分の理由 株式会社土居工務店の取締役である土居良平が、道路交通法（昭和35年法律第105号）違反により懲役10月の刑（3年間刑の執行猶予）に処せられ、令和6年5月31日に刑が確定していることが判明した。 このことは、法第66条第1項第3号に規定する法人である場合において、その役員のうち法第5条第1項第5号に該当する者があるに至ったときに該当する。</p>	
--	---	--

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示81号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年11月8日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
参政党高知第2支部 (伊東 修司)	齋藤 亜希子	高知市万々344 エクセル万々301号	○	令6・9・25

**高知県選挙管理委員会告示第82号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年11月8日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
池上仁後援会	池上 仁	池上 美穂	吾川郡いの町池の内55-3	令6・9・6
笹木ふみひろ後援会連絡所	笹木 章弘	笹木 美幸	幡多郡大月町芳ノ沢1892-5	令6・9・9

**高知県選挙管理委員会告示第83号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年11月8日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政党の支部）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党須崎市支部 (竹内 健造)	西内 健	竹内 健造	須崎市青木町7-19	令6・8・25
新		竹内 健造	松田 健	須崎市緑町8-27	
旧	自由民主党土佐市支部 (戸田 宗崇)	森田 英二	異動なし	土佐市新居170-12	令6・9・1
新		戸田 宗		土佐市宮	

		崇		ノ内16-2	
旧	参政党高知支部 (田中 佳代)	異動なし	異動なし	高知市はりまや町一丁目5番30号 カゲヤマビル2階	令6 ・8 ・1
新				高知市介良乙3137-5	
旧	参政党高知支部 (田中 佳代)	異動なし	異動なし	異動なし	令6 ・9 ・24
新	参政党高知第1支部 (田中 佳代)				

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	とさでん交通労組交通政策研究会	異動なし	中平 真也	異動なし	令6 ・9 ・20
新	(白木 政行)		池田 知弘		